

ゼロ災 Challenge ! 2017 実施要綱

1 趣旨

例年災害が増加する傾向にある 10 月～12 月の期間について、期間中の労働災害発生ゼロを宣言し、労使協力して集中的な取り組みを行うことにより、労働災害の防止を図る。

また、参加事業場における取組状況を公表することにより、広く好事例の周知を行い、管内全般の労働災害防止に資することを目的とする。

2 期間

申込期間 平成 29 年 9 月 1 日～9 月 30 日

取組期間 平成 29 年 10 月 1 日～12 月 31 日

達成報告受付期間 平成 30 年 1 月 4 日～1 月 31 日

3 対象

石川労働局管内に所在する事業場（規模、業種は問わない）

なお、建設業においては、現場単位の参加も可とする（ただし、請負金額が 1 億 9,000 万円以上又は共同企業体による工事で、取組期間のすべてが工期の途中にある場合に限る）。

4 重点取組事項

高年齢労働者に係る労働災害防止対策

5 参加手続き

参加を希望する事業場は、労使一体となって「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、申込み期間内に参加申込書（様式 1）にゼロ災宣言書（様式 2）の写しを添付して石川労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署（以下「石川労働局等」という。）に提出する（持参又は郵送）。

6 期間中の取組

安全衛生委員会等で期間中の取組について検討し、職場総点検、研修会等の具体的な取組を行う。

なお、取組における重点事項として、高年齢労働者に係る労働災害防止対策を必ず盛り込む。

7 達成報告手続き及び達成証の交付

達成事業場は、期間中において休業災害を発生させなかった事業場とする。

なお、建設業の現場単位の参加に当たっては、期間中に当該現場における下請事業場の労働者を含めた休業災害が発生しなかった場合に達成とする。

達成事業場は、達成報告書（様式 3）を達成報告受付期間内に石川労働局等に提出する（持参又は郵送）。

石川労働局長は、達成報告書の提出のあった事業場について、期間中の休業災害の発生がないことを確認した場合に達成証（様式 4）を交付する。

8 参加事業場及び達成事業場の公表について

参加事業場については、その承諾を得た場合に参加申込書 から の項目について石川労働局ホームページにおいて公表する。

達成事業場については、その承諾を得た場合に達成報告書 から について石川労働局ホームページにおいて公表する。

9 達成証の返還

提出された達成報告書等、石川労働局等への報告の過程において、虚偽の内容が認められた場合は達成証を返還しなければならない。